

平成24年度 鹿児島大学法科大学院 A日程入試・小論文 出題の意図

設問Ⅰ

■ 出典

藤原保信『正義・自由・民主主義—政治理論の復権のために—』(昭和 51・御茶の水書房)
124 頁 1 行目から 128 頁 11 行目まで

※ 文中の注は省略した。なお、原典は縦書きである。

■ 出題の意図

問いは、ロックの思想を端的に表した命題につき、課題文を踏まえて、所定の字数(600字以内)で説明することを求めるもの。人民と政府の関係を“信託”の関係と捉えるロックの思想的背景、思索の過程をホブズの思想と対比する形で辿っているのが課題文であり、したがって、そこからロックの思索のエッセンスを適切に読み取り、命題で示された思想へと集約されることを的確に説明する必要がある。すなわち、課題文からロックの思索をピックアップして纏める作業と、そうやって簡素化された思索が問われている命題へと連結する過程を説いている回答が、相応の評価を得られるものとなる。

設問Ⅱ

学校管理者(大学学部長 P)が構築を試みようとする能力試験の適正な実施について、弁護士という第三者の観点からルール設定と実施に関する助言を果たし、もって各当事者が参加する公正な手続と試験の結果妥当性の確保についての見解を解答者に問うものである。

設問は「学内試験の客観公平性の確保のために、大学、教員、そして学生にそれぞれ守ってもらう新ルールの設定と実施」について助言を乞うているのであるから、大学、教員、そして学生の各当事者にどうルールを設定し、その実現可能性を熟慮しながらどう実施を図るかについて短時間でバランスよく言及する必要がある。

また「不正撲滅と組織秩序の確立のため」に、不正行為への関与が疑われている K についての何らかの対応」が問われているのであるから、前段の目的に沿った後段の具体的な対応について、整合する見解の提示が必要となる。事例では学校管理者側に調査権がとぼしく、また組織秩序についても具体的事実が示されていないため、少々の私見が求められよう。

大学内の三当事者にそれぞれ公正かつ妥当であり、かつ事後の不正行為を防止するルールの設定と運用について、私的ルールの効果や限界に注意しながら具体的かつ十分な記載がある解答に高い評価を与え、他方一当事者にのみ着目して私見を展開したり独自の論点に傾斜して論述を進めたりした解答には低い評価を与えることになる。また不正行為への関与が疑われた K に対して、その対応の前提となる目的を考慮せずに、懲戒処分規定の解釈およびあてはめのみを検討し結論を提示する解答には低い評価を与えざるを得ないことになる。

以上